

## 塩谷町告示第 17 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を策定したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 31 日

塩谷町長 見形 和久

### 1 地域計画を作成した地域

町内 19 地区

「板橋・天頂・合柄橋・井戸神・百目鬼・長峰・羽谷久保」  
「佐貫・沼倉・宿下・宿上・川村・清水」「新谷・山口・新田・船場・西古屋・道谷原」  
「上沢」「玉生宿・西山・河原・東房・下寺島・上寺島・鳥羽新田・喜佐見・熊ノ木」  
「金枝・風見山田・泉」「喜多・道下」「原荻野目・飯岡・芦場新田」「梶橋・田所上」  
「田所中・田所下」「大宮上・中・下」「諸杉」「肘内」「大久保」「熊ノ草・東古屋」  
「玉東」「高原・釈迦ヶ岳」「上平」「風見」

### 2 縦覧場所

塩谷町役場産業振興課 塩谷郡塩谷町大字玉生 9 5 5 番地 3